

第14回 宗門教学会議 開催報告（前半）

平和学、平和の教化学の確立に向けて  
—「非暴力」を視座として—

第十四回宗門教学会議は、二〇二五（令和七）年八月五日、「平和学、平和の教化学の確立に向けて—「非暴力」を視座として—」をテーマに開催されました。

日本は戦後八十年を迎え、宗門では「平和に関する論点整理（戦後八十年版）」（『宗報』二〇二五年三月号）を公表し、そこに提示された七つの平和貢献策をもとに、種々取り組みを進めています。しかしながら、世界では戦争や紛争が頻発しています。いのちの尊厳をふみにじられ、自由や平等が侵される行為がなされている現状を受け止め、戦争の要因を未然に防ぎ、戦争を起こさないための努力とともに、起きた戦争にいかに対処するのか、戦争の犠牲者・被害者にいかに向き合うのか、戦争終結後の平和構築にいかに関与すべきなのかを考えていかなければなりません。その基礎となるのが浄土真宗の平和学であり、私たちが希求する「平和」とは何かを、自らの問題として問ひかけ、現実社会との厳しい緊張関係の中で、念仏者として、全ての人びとが安心して暮らしてゆける社会の実現に貢献するために、自己のありようや、今日の社会的・歴史的課題を明らかにしていくことから始めなければなりません。

そこで、本年度の宗門教学会議では、仏教の精神に教え導かれ、「非暴力」という理想をかがげながら、今日的課題としての「平和」構築にいかに関与していくのかを、関連諸分野の知見を得ながら考えていくことといたしました。委員として佐藤史郎氏（広島市立大学広島平和研究所教授）、市川ひろみ氏（京都女子大学教授）をお招きしてそれぞれご発題いただきました。また、座長は佐々木義英総合研究所長、全体討議での

対論者は赤松徹眞本願寺史料研究所長、寺本知正総合研究所副所長が務めました。

今号では、佐藤氏、市川氏による有識者発題（前半）を報告し、今回は全体討議（後半）について報告いたします。

\*宗門教学会議は、現代社会の諸課題に対して専門的見地を有する有識者を招聘し、多角的・学際的な議論を行う会議です。その際になされる有識者の意見・提言は、宗派の見解を代表するものではなく、宗教者が持つ知見が現代社会においてどのような位置にあり、「自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現」のためにいかなる役割を果たしうるのかを探るための参考としています。

「宗門教学会議」総長挨拶

浄土真宗本願寺派  
園城義孝 総長

本日は、ようこそ宗門教学会議へ！ご参加くださいました。

宗門教学会議は、「宗教者が持つ知見が現代社会においてどのような位置にあり、より良い社会の創造のためにいかなる役割を果たしうるか」という、宗門の活動の方向性を考えてゆく重要な会議です。

本年度のテーマは、「平和学、平和の教化学の確立に向けて—「非暴力」を視座として—」です。

戦後八十年を迎えた本年、宗門では、三月に「平和に関する論点整理（戦後八十年版）」を公表し、戦後八十年間の非戦平和への取り組みを受け継ぎ、未来に平和を切り拓くべく、七つの平和貢献策を提示しました。四月十四日の平和フォーラムでは、「戦後八十年にあたっての平和を願うメッセージ」を発信し、七月三日沖縄、七月四日長崎、七月五日広島で勤修されました戦没者追悼法要をはじめ、

宗派・教区・組など各所において、平和への取り組みを進めております。しかし、世界を見渡すと、二〇二三年以降のロシアによるウクライナ侵攻、そして二〇二三年十月以降のガザ地区をめぐるハマスとイスラエルの争いは、いまだに終息をみていません。中東やアジア各地をはじめ、世界を巻き込む争いや対立が絶え間なく起き、核兵器をめぐる状況もますます緊迫化しています。本日のサブテーマにあります「非暴力」は、仏教で大切にされてきた重要な考え方である一方、私たち自身、「非暴力」を徹底できない姿があります。このような現実を前に、仏さまの智慧と慈悲に導か

れつつ、平和学・平和研究の最新の成果に学び、念仏者として「平和」への願いを世界に広めていくことが、私たちの教団の大切な役割となります。

本日、お忙しいなかご出席いただきま

した、広島市立大学広島平和研究所の佐藤史郎先生、京都女子大学の市川ひろみ先生、そして本願寺史料研究所の赤松徹眞所長には、深く感謝申し上げますとともに、本会議の重要性をご理解たまわり、

宗門の新たな未来をひらくために、お知恵をお貸しくださいますよう、何とぞお願い申し上げます。

## 趣旨説明

浄土真宗本願寺派総合研究所  
寺本 知正 副所長

この宗門教学会議は、宗門が当面する諸問題や、宗門内外から提起される現代的課題に取り組んでいくに際して、広く現代社会の情勢や潮流、環境、文化や思潮の推移など、時代のさまざまな問題を捉え、これらの問題に対して、専門的な見地から分析・検討し、学びとしていく会議です。

1113回の会議のテーマを振り返りま

すと、第11回では「平和構築と自衛権をどう考えるのか」、第12回では「公共空間における教団の役割」、第13回では「平和のために何をすべきか／何ができるか」に取り組んでまいりました。それぞれに平和をテーマし、自衛権、国も含めた公共空間における宗教教団の役割、それらを踏まえて、教団として戦後何をしてきたか、将来に向けて何ができるかを

検討してまいりました。そして、今回の第14回宗門教学会議は「平和学、平和の教化学の確立に向けて」「非暴力」を視座として」をテーマとし、開催いたします。

宗教は、国を超えて営まれるものであり、同時に国の制度の中に教団として存在しています。この度は、核兵器、そして兵役という、国の持つ実力・暴力を検討し、相対化していく視座を学んでいきたいと思えます。ご登壇の先生方、またご参集の皆さまには、何とぞよろしくお願ひいたします。

### 有識者発題 1

広島市立大学広島平和研究所教授 佐藤史郎氏

## 「核兵器の不使用をめぐる暴力と非暴力」

### はじめに

2024（令和6）年12月、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）にノーベル平和賞が授与されました。日本被団協がなぜ受賞したのか。その理由を学術的に捉え直すことで、核兵器の不使用に関する暴力と非暴力というものを考えることができます。

今日は最初に、非暴力の手段として「核のタブー」について、次に、暴力的な手段として「核抑止」の話をします。そのうえで、「核のタブー」と「核抑止」がどういう関係にあるのかをお話しします。最後に、「核抑止」を私たちはどう考えればいいのかについてお話ししま

す。

日本はご存知のように「唯一の戦争被爆国」で、明日（8月6日）、広島は被爆80年を迎えます。日本は「核兵器のない世界」を目指していますが、他方、日米同盟の名の下で、アメリカの核兵器によって安全保障の確保を試みています。いわゆる「核の傘」によって安全保障の確保を試みています。そのため、「核の傘」に依存するということはどういうことなのかについても、お話しできればと思います。

### ノーベル賞の授賞理由

ノーベル賞委員会のフリードネス委員長は、日本被団協へのノーベル平和賞授

賞の理由について、次のようにスピーチしました。

1945年8月の原爆投下を受け、核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道的結果への認識を高めるための世界的な運動が起こり、メンバーたちはたゆまぬ努力を続けてきた。次第に、核兵器の使用は道徳的には容認できないという強力な国際規範が形成されていった。この規範は「核のタブー」として知られるようになった。広島と長崎の生存者であるヒバクシャの証言は、この大きな文脈において唯一無二のものである。

被爆者は、核兵器の使用は非人道的でダメだと語っている。その語りを聞くことによって、核兵器を使うことは倫理的にダメだという認識、すなわち「核のタブー」が生まれます。そして「核のタブー」が広がり、深まれば深まるほど、国際社会では核兵器が使用されない状況が起こっています。このことを評価して、日本被団協にノーベル平和賞が授与

されました。

12月の授賞式の時、日本被団協の代表として田中熙巳さんがスピーチされ、日本被団協には、どういう目的があるのかということ述べておられました。

一つは、日本政府の「戦争の被害は国民が受忍しなければならぬ」との主張に抗い、原爆被害は戦争を開始し遂行した国によって償われなければならぬというのが私たちの運動であります。

原爆は落ちたが、その被害に対して国家補償がなされていない。被爆者たちは、核兵器が二度と使われないようにするために、日本政府が原爆被害を国家補償しなくてはいけないことを述べています。

2つめは、核兵器をなくさなければならぬ、核兵器は人類と共存することはできない、というものです。このように、日本被団協の目的は、原爆被害に対する国家補償を求めるとともに、核兵器廃絶を実現することにあります。

その一方で、核兵器をなくしたとして、本当にそれが国際社会に平和をもたらすのかということも、考える必要があります。国家は理由があつて核兵器をもっています。ということは、核兵器をなくしたとしても、国家が核兵器をもつとする理由がある限り、もち続けようとするわけです。1回なくしたとしても、再びもつとする国家が現れるかもしれないということです。私たちは、国家が核兵器を保有している理由を踏まえたうえで、核兵器の廃絶を考えていくこ

何十万人という死者に対する補償はまったくなく、日本政府は一貫して国家補償を拒み、放射線被害に限定した対策のみを今日まで続けております。

放射線被害に限定した対策はされていません。しかし、原爆の犠牲者に対する補償を、日本政府はしていません。空爆などで亡くなった人と同じように、原爆投下は戦時中の出来事だったので、それはやむを得なかった。「受忍せよ」ということです。これは「受忍論」と呼ばれるものです。ただ、空爆の被害者と違い、被爆者は放射線による被害で苦しんでいる。その苦しみについては、日本政府は対応しますということです。

原爆の犠牲者に対する国家補償がない。だから日本被団協は日本政府に対して国家補償すべきだということをずっと強く訴えてきたわけです。田中さんはスピーチで「もう一度繰り返します」と言い、「原爆で亡くなった死者に対する償いは、日本政府はまったくしていないと

とも大切です。

それでは、核兵器廃絶がまだなされていない状況の中で、核兵器が使用されないためにはどうしたらいいのか。1つめのアプローチは、「核のタブー」です。非暴力の手段として「核のタブー」があり、それを強化することで核兵器が使用されないようにしていくというものです。

被爆者によるヒロシマ・ナガサキの語り、つまり核兵器の非人道性の語りを聞くことによって、核兵器はダメだ、核兵

という事実をお知りいただきたいというふうに思います」と言いました。この箇所はスピーチの内容として予定されていなかったそうです。しかし、思わず出たというふうに田中さんはTVのインタビューでおっしゃっていました。

### 核のタブー＝非暴力

さて、皆さんに1つ問いかけです。

「核兵器が使用されないためにはどうしたらいいのでしょうか？」

一番わかりやすい答えは、「核兵器をなくすこと」です。けれども、核兵器の廃絶は、現実として難しく、今の状況では実現できません。ただ、核兵器禁止条約では、「いかなる場合にも核兵器が再び使用されないことを保証する唯一の方法として、核兵器を完全に廃絶することが必要である」（前文2項）と述べられています。核兵器が使用されないためには、核兵器を完全になくすことがいいと考えているのです。

器の使用は倫理に反する、というような認識をもちます。この認識から核兵器を使用してはいけないという規範が生まれます。これが「核のタブー」という、核兵器不使用の規範です。

私は、ノーベル委員会のスピーチを聞いて、「核のタブー」の使われ方がいわゆる学問の世界の核のタブーと異なっているということに気が付きました。その違いとは何かを、皆さんにお伝えしておこうと思います。

学問の世界での「核のタブー」は、一

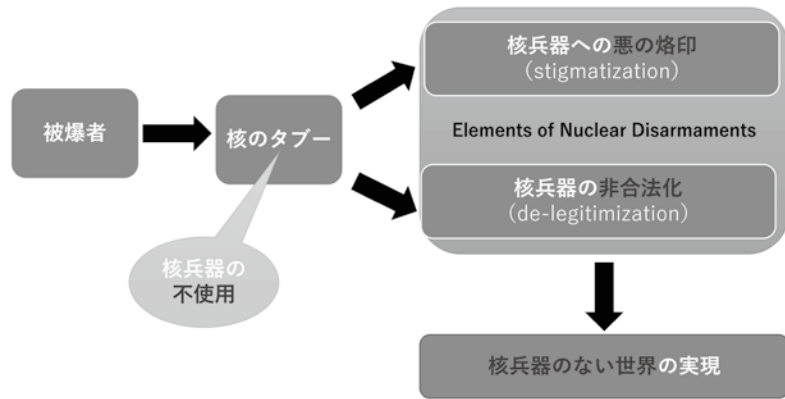


### 佐藤史郎氏

#### 【略歴】

広島市立大学広島平和研究所教授（兼任） 大学院平和学研究科教授。博士（国際関係学）。専門は、国際関係論、安全保障論、平和研究。龍谷大学アラビア平和開発研究センター博士研究員、オランダ・ライデン大学地域研究研究所（LIAAS）客員研究員、大阪国際大学国際教養学部准教授、東京農業大学生物産業学部教授などを経て現職。著書に『核と被爆者の国際政治学―核兵器の非人道性と安全保障のはざままで―』（明石書店、2022年）、共編著に『日本外交の論点（新版）』（法律文化社、2024年）、『安全保障の位相角』（法律文化社、2018年）ほか多数。

## 核兵器の「悪の烙印」と「非合法化」



一般的に、「核兵器の先行使用に対する強力な事実上の禁止」という定義を用いています。核兵器を「先に」使用することは倫理的には許されないとされています。しかし、相手が先に核兵器を使用してきたら、その反撃の手段として核兵器を使うことは許されます。

ところが、ノーベル賞委員会による「核のタブー」は、核兵器の「いかなる」使用も倫理的に許されないというものです。先に使用されるのもダメだし、反撃手段としての核兵器使用も倫理的に許されません。つまり、学問的な「核のタブー」の規範よりも、さらに強い規範をノーベル賞委員会は言及したということです。学問的には、この狭い定義と広い定義をどうしたらいいか、まだ本格的に検討されていません。

また、「核のタブー」については、本来に存在しているのかという批判があります。例えば、米軍には核兵器の使用を想定した作戦シナリオがあります。ということは、「核のタブー」は存在してな

ていくと期待できません。

同時に、私たちは国際政治の厳しい側面を見なくてはなりません。それは、「核のタブー」によって、逆に私たちは核兵器をもたなくてはいけないという考えに

いということですが。さらに、仮に「核のタブー」があったとしても、全世界の人が「核のタブー」をもっているのかというと、微妙なわけです。例えば、アフリカでは、核兵器の問題よりも貧困の問題のほうが大事なので、「核のタブー」に関心をもっていない国や人たちがいらっしやるわけです。このように、「核のタブー」があったとしても、どこまで広まっているのか、どこまで強いのか、との議論がなされています。

それでは、「核のタブー」が国際政治にどのような意義をもたらすのかについて、お話ししたいと思います。そのためには、まず、被爆者の語りに着目する必要があります。ところで、私は、大阪の小学校に通っていましたが、修学旅行で広島に行くという世代でした。被爆者の方のお話の中で、原爆が落ちてガラスが身体に刺さり、そのガラスの破片を取ったらバケツ2杯分になったという話を今でも覚えています。恐ろしいという思いと同時に、やっぱり核兵器の使用はダメ

至ってしまうという、逆説が起こってしまうことです。被爆者が核兵器の非人道性を語ることによって「核のタブー」が生まれる。しかし、国家によっては、ヒロシマ・ナガサキみたいになんたくないから、核兵器をもたなければならぬという考えが出てきます。例えば、1998年にインドが核実験をします。その2週間後にパキスタンも核実験をします。パキスタンが核実験をするのではないかと

いうことで、国際社会は圧力をかけ、被爆者たちもパキスタンに核実験しないよう訴えたのですが、核実験は行われませんでした。当時のパキスタンの首相は、核実験をした理由を2つ述べています。1つめの理由は敵対国であるインドに対抗するため。インドは核兵器をもっていますから、安全保障を確保するためには核実験を行う必要があったということです。2つ目の理由は、ヒロシマ・ナガサキの二の舞になりたくないと言いました。被爆者の人からすると、核兵器の使用は悪いことだから、核兵器の保有はやめま

だと考えるわけです。つまり、「核のタブー」の意識をもつようになるのです。

被爆者の語りを通じて日本の国内や国外に「核のタブー」が広まっていけば、核兵器の不使用という状況がもたらされます。実際に、アメリカは朝鮮戦争やベトナム戦争の時に核兵器を使用しようとしたのですが、使用しなかった理由の1つとして、「核のタブー」の存在がありました。被爆者の語りというのはとても重要だということがわかります。

「核のタブー」は、核兵器の不使用という状況をもたらすだけではなく、さらなる展開をもたらします。1つめは、核兵器はダメだ、悪だという考えが強まります。stigmatization(スティグマタイゼーション)、つまり核兵器に悪の烙印を押すのです。2つめは、核兵器の非合法化です。この具体例として核兵器禁止条約があげられます。「核のタブー」が強まることで核兵器に悪の烙印を押すとともに、核兵器の非合法化への動きが強まれば、核兵器のない世界の実現性が高まっ

しょうという論理になりますが、敵対国が自国に核兵器を使用しないようにするために、核兵器を保有しようという論理、つまり「核抑止」の論理が出てくるというわけです。

しかし、この逆説は逆説でないかもしれないです。というのは、例えば、パキスタンの首相が本当にヒロシマ・ナガサキを知っていたのだろうかということですが、また、核兵器の使用は倫理に反するという認識を本当にもっていたかどうかもわかりません。核兵器はダメだ、核兵器を使つてはいけないという「核のタブー」が強まれば、「核抑止」の正当化という逆説は起こらない可能性が出てきます。ですから、逆説が起こらないようにするために、「核のタブー」を強めて、核兵器のない世界をつくらなければならないことが大事です。言い方をかえれば、「核のタブー」を強めなければ、ヒロシマ・ナガサキのストーリーが悪用されてしまう可能性もあるわけです。

**核抑止Ⅱ暴力**

次は「核抑止」です。これは暴力の手段です。もしあなたが（核兵器使用を含む）攻撃をしてきたら、私は核兵器でやり返しますよ、と相手に脅しをかけます。この脅しに対して、もし攻撃したら核兵器で反撃されてしまうのでやめておこう、と相手側は認識します。その結果、核兵器は使用されない。これが「核抑止」の基本的な考えです。

しかし、「核抑止」には問題点があります。まず、本当に機能するのかわからないことです。核抑止が機能するためには、いくつかの条件があります。まず、核兵器を使用するという意図と能力をもたなくてははいけません。核兵器をもっていたとしても、本当に使うという意図がなければ、核攻撃という脅しははつたりになります。逆に、核兵器を使うと言っても、核攻撃できる能力がなければ、脅しをかけることはできません。

もいます。いずれにせよ、核兵器の使用とその威嚇は、暴力的な手段によって核兵器が使用されないようにする試みです。「核抑止」を認めてしまうということは、当然のことながら、核兵器の存在を認めることにもなります。しかし、ヒロシマ・ナガサキは、核兵器の存在を否定しているわけですから、「核抑止」を認めるということは難しいとなります。

**核のタブーと核抑止の関係性**

核兵器が使用されないようにするためには、非暴力の手段として「核のタブー」があります。そして、暴力の手段として「核抑止」があります。両者の手段は全然違います。ただ、目的は一緒です。核兵器の使用を思いとどまらせるという目的です。両者は弱点も一緒です。「核抑止」は常に機能するかどうかわかりませんが、「核のタブー」は常に守られるかどうかわかりません。核兵器の使用を思いとどまらせることができるかど

そして、意図と能力があっても、それが相手にきちんと伝わらなくてはなりません。相手側が、こちら側に核兵器を使う意図と能力があるということを認識しなくてはならないのです。そのために、お互いがコミュニケーションを取って、合理的に判断することが求められます。

しかし、「核抑止」が機能するかどうかは、わかりません。その時の国家の指導者がどう判断するか完全に依存しています。明らかなことは、「核抑止」が機能するかどうかは結果に依存しているということだと思います。いま核兵器は使われているからかもしれないし、別の要因かもしれません。しかし、いま核兵器が使われたら、「核抑止」は効かなかったからだととなります。

もう一つ、「核抑止」に関する問題点があります。「核抑止」というのは脅しですから、脅しを受けた相手は不安を抱き、その不安を払しょくするためにさらに核兵器をもつかもしれません。この悪

循環に陥ってしまうと核軍拡競争が起り、その結果、双方の安全保障のレベルが低下してしまう可能性があります。これを「安全保障のディレンマ」といいます。そして、安全保障のディレンマは核兵器が使用されてしまう可能性も高めてしまいます。つまり、「核抑止」は安全保障に資するのではなく、むしろ悪化させるという事態を生む危険性があるということだと思います。

「核抑止」は、核兵器の使用とその威嚇に基づいていますから、暴力的な手段です。私が専攻している平和学もしくは平和研究は、できる限り非暴力で暴力の問題を解決するという立場にあります。そうすると、「核抑止」は暴力の手段である以上、認められません。資料では、「(できる限り)非暴力」と丸括弧をつけていますが、平和学や平和研究を専攻する人の中でも意見がいろいろあるんですね。例えば、絶対に非暴力でなくてはいけないと考える人もいれば、いざという時には暴力も必要ではないかと考える人

うか、両者ともわからないのです。そういった意味で、核兵器の廃絶というのは、やはり検討しておくべきアプローチだと言えるわけです。

2023（令和5）年にG7首脳会議

**3. 核のタブーと核抑止の関係性**

表3-1 核抑止と核禁忌

	手段	目的	弱点
核抑止	物理的抑制 (暴力)	核兵器の使用を 思いとどまらせる	常に抑止が機能するとはかぎらない
核禁忌	規範的抑制 (非暴力)		常に禁忌が守られるとはかぎらない

出所：筆者作成。

が開かれ、核兵器に関する広島ビジョンが発表されました。広島ビジョンでは、「核のタブー」と「核抑止」が両方述べられています。「我々は77年間に及ぶ核兵器の不使用の記録の重要性を強調する」というのは、「核のタブー」です。他方、「安全保障政策は、核兵器は、それが存在する限りにおいて、防衛目的のために役割を果たし、侵略を抑止し、並びに戦争及び威圧を防止すべきとの理解に基づいている」というのは、「核抑止」です。開催場所は広島でしたから、ヒロシマの視点からすると、「核抑止」を認めるといった発言は大きな問題となりました。

**核抑止と私たち**

最後に、私たちは核の傘に入っていること、それを認めるということはどういうことなのかということをお話したいと思います。

「核抑止」や「核の傘」を認めるとい

### 4. 核抑止と私たち

- ◆核抑止を肯定するということ
  - ①核攻撃という暴力を認めるということ  
→人間は暴力を克服できないのか？
  - ②核攻撃を行うという加害者になるということ  
→人間+人間以外の生きものを殺すことは許されるのか？
  - ③核攻撃を受けるという被害者になるということ  
→被爆者となることを「受忍」するのか？

うことは、核攻撃という暴力を認めるということになります。私たち人間は暴力を認めていいのか、暴力を通じて問題を解決することは正しいことなのか。これは、とても難しい問いです。いかに暴

力から脱することができるのか、学問はそのための知的枠組みを作ることが求められています。  
現在、日本を取り巻く安全保障環境が厳しくなっている中で、核兵器はとても重要だという意見が強くなっています。そこで「核の傘」の中に入っている人たちに對して問いかけたのは、覚悟はできていますか、という点です。どんな覚悟かという点、「核の傘」に入っている私たちは、他國に對して核兵器を使う「加害者」になりうるということですが、核兵器使用という暴力で他の人間を殺すという覚悟はあるのでしょうか。生きものは人間だけではありません。人間以外の生きものも存在しているわけですから、核の傘の中にいるということは、人間だけでなく人間以外の生きものや大地なども核兵器で殺すという覚悟も必要となります。

次に、「核の傘」は大事だという人は、「加害者」になるだけではなくて、「被害者」にもなる可能性もあります。「核抑

止」が失敗したら、核兵器が使用されてしまうからです。つまり、私たちは新たな被爆者になる可能性があるということ。もし核攻撃で死んでしまったら、國家は補償してくれませんか。「受忍せよ」ということです。「核の傘」を認めるということ、それは私たちが核兵器を使う「加害者」になると同時に、核兵器の「被害者」にもなる可能性があり、そしてもし犠牲者になったとしても國家は補償してくれない可能性があるということ。これを「受忍する」ということなのです。

### 有識者発題 2

京都女子大学教授

市川ひろみ氏

## 「國家の論理を問う兵役拒否の理念と実践」

### はじめに

第14回宗門教学會議の要項に、次の引用部があります。

われわれは、大きくのしかかる、いわゆる目に見える暴力の問題の底に、目に見えない人間とその生活にかかわる一人ひとりの生き方に根ざす、平和への思惟という焦点を陨落としてはならないと思います。その意味で、宗教的平和論は単なる唯心論や形而上学的な理論ではなく、真に歴史を動かし、社会（世界）を変えてゆくエネルギーであり、連帯の原理となることをみすえて平和の問題を思考したいと思うのです。（中

西智海「仏教平和思想の意義と展望」  
（浄土真宗本願寺派安芸教区編『浄土真宗の平和学』34頁。傍線は発題者）

「一人ひとりの生き方に根ざす」、また「連帯の原理となる」と書かれています。個人の生き方から平和を考え、そして連帯の原理となるために、宗門がどういうことができるのか今回のテーマだと感じました。この2つの視点から、非暴力直接行動である兵役拒否についてお話しします。

兵役拒否は、個人が國家に直接対峙する契機で、國のあり方を問う根源的な問いを提起するものです。兵役拒否が國家の論理にどのような問いを提起しているのかを示し、その後、ドイツと韓國の事

類型	狭義の兵役拒否				広義の兵役拒否	
	徴兵制				軍隊内（徴兵・志願）	徴兵忌避・脱走
免除型	代替勤務型	非軍事（市民的）勤務型	全面拒否	選択的兵役拒否	徴兵検査で不合格になる、徴兵登録しない、国外脱出	
任務なし	軍隊内・外での非戦闘勤務	軍隊外での非軍事勤務	処罰の対象	違法・非人道的な戦争／命令を拒否する	する、軍隊からの無許可離隊など	

↑ 兵役拒否権保障として国際的に求められる形態。（筆者作成）

例を紹介した上で、兵役拒否運動の理念についてお話しします。

兵役拒否といっても、時代や国、個人のおかれた状況によってさまざまで、網羅的に把握することはできません。多様な形があります。狭義の場合は、徴兵制の下で兵役につかないことです。広義の兵役拒否には、軍隊内の兵士による特定の命令への服従拒否と徴兵忌避・脱走があります。兵士が、違法・非人道的な命令を拒否することを選択的兵役拒否といえます。狭義の兵役拒否では、自らの信仰や信条によって兵役に就かないことを明言しますが、徴兵忌避・脱走の場合は、自らの信仰や信条を明言することなく密やかに行動します。現在、国際社会では、徴兵制を持つのであれば、兵役拒否者に対して、少なくとも代替となる民間の非軍事の役務を準備することになっていきます。

## 1、国家の論理を問う兵役拒否の理念

兵役拒否の理念を、国家の論理を問うものとして、4つお話しします。

①「命をかけて国を守る兵士は英雄である」を問う

国家安全保障のためには武力が必要であり、国民自らが武器を持って戦うことが、主権者としての権利であり義務であるという国家の論理があります。一方、国家は何のために存在するかといえば、国民の人権を尊重する、自由・生命・財産を守るという目的があります。

この2つは矛盾します。その矛盾をごまかすために、国家は、国のための自己犠牲は尊いものであって、勇敢な兵士は英雄であるとして正当化しようとしてきました。日本でいうと、靖国神社がこの正当化の試みの典型的な事例です。

②「命令への服従を求める」を問う

安全保障政策は国家が決定し、兵士である国民はその命令に従うべきであるという国家の論理があります。しかし、その命令が違法な場合、兵士は服従してはいけません。違法・非人道的な命令、あるいは、自らの良心に従って不正だと考える命令に従わないことを選択的兵役拒否といえます。

③「国家の安全保障が人権保障より優先される」を問う

国家の安全が保障されて初めて人権保障がなされるという主張があります。しかし、武力行使は、兵士の命が危険に晒されるということが前提です。命の危険から逃れる人たちは、戦争避難民として保護されるべき存在とされていますが、兵士の場合は、逃げるという行為は、罰されます。この逃げるという行動は、平和に生きる権利を侵害している国家政策に対する非暴力直接行動として捉えることができます。

## ④「敵味方思考（戦争の論理）」を問う

武力による国家安全保障は、必ず自分と敵・味方を識別することから始まりま

## 2、兵役拒否権が制度として保証されているドイツ

兵役拒否という考え方は、ヨーロッパにおける宗教改革の後に生まれた非暴力主義の信仰をもった再洗礼派の人びとが権力者に対して、軍事役務につかないことを認めさせてきたことに由来します。彼らは、敵を愛し、暴力を否定しました。この行動は50年間続けられてきました。

た。彼らは少数者でしたが、第一次世界大戦・第二次世界大戦には兵役拒否者が急増し、社会的に認知されるようになりました。

第二次世界大戦中、ドイツでは兵役拒否の制度がなかったため、苛烈な処罰がなされました。1万人以上が逮捕され、およそ1千人以上が亡くなったと考えられています。戦後ドイツは、冷戦によって東西に分断され、それぞれの軍事機構に組み込まれました。東西に分断された



## 市川ひろみ氏

【略歴】

京都女子大学法学部教授。専門は、国際関係論・平和研究。ベルリン・フンボルト大学社会科学部研究科博士中退、神戸大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学。著作に、『兵役拒否の思想―市民的不服従の理念と展開―』（明石書店、2007年）、『人間存在の国際関係論―グローバル化の中で考える―』（分担執筆、法政大学出版局、2015年）、『東ドイツ「平和革命」と教会―建設舞台の活動を中心に―』（川越修・河合信晴編『歴史としての社会主義』所収、ナカニシヤ出版、2017年）、『良心に基づいて命令を拒否する兵士たち―ドイツ連邦軍における「共に考えてなす服従」の理念と実践―』（『研究紀要』（京都女子大学宗教・文化研究所）第33号、2020年）ほか多数。

ドイツでは国民に兵役を課す大義名分である「祖国防衛」は自明ではありえませんでした。

①ドイツ連邦共和国(西ドイツ)・・・マイノリティの自由権保障から身近な存在に

西ドイツは、基本法(1949年制定)に、「何人も、その良心に反して武器を持つてなす戦争の役務を強制されてはならない」と、兵役拒否権が明記されています。歴史上初めてのことです。まだ再軍備もされておらず、兵役義務もなかった段階で、兵役拒否権が示されました。しかし、実際に徴兵制が導入されると、十分にこの権利が保障されないという状況が起こります。その時、教会が兵役拒否者の側に立ち、国家に対して批判を何回かしていることは、指摘しておきたいところです。

兵役拒否者が増加した1960年代末には、福音教会が、兵役拒否は個人的な良心の決定としてだけでなく、市民が

政治に参加する必要性として位置付けられるべきであるというところまで踏み込んだ見解を示しています。

西ドイツでは、制度が整備され、福祉施設など民間役務が選択できるような状態になり、軍役につく人よりも兵役を拒否するの方が多くなります。西ドイツにはたくさん支援団体があったので、兵役を拒否しようとする人は孤立していませんでした。そして、多くの兵役拒否者が福祉施設などでの民間役務に就くようになり、社会の中で「身近な存在」となりました。

ドイツ連邦軍の指導理念は「制服を着た市民」です。上官から兵士に命令が下された時に、その命令が違法かどうかを一人ひとりの兵士が考えなさいと、「共に考えてなす服従」を求めています。これを実際に実行した人が何人かいます。その中で、イラク戦争が違法だと考え、違法な戦争に関わる命令には従わないと明言し、連邦行政裁判所で完全勝訴を勝ち取ったケースもあります。

日のベルリンの壁崩壊に至りました。その後、円卓会議が開かれますが、そこにたくさんの方の兵役拒否者たちが参加していました。

③徴兵制停止後のドイツ連邦共和国・・・境界を超える

壁崩壊から1年もしないうちにドイツは統一され、冷戦が終結して、2011年に徴兵が停止されました。これで狭義の兵役拒否者はいなくなりましたが、現在も2つの支援活動があります。1つは連邦軍に入隊している人たちで、武器を持つてする任務はできないと思うようになった人たちへの支援です。

彼らの相談に応じているのが、1950年代から兵役拒否者の相談を行ってきたドイツ福音教会で、兵役拒否と平和のための福音作業部会(EAK)というのがあります。ホームページには「何人も、武器を持つてする任務を強制されない」という言葉が紹介されています。どうすれば兵役を拒否できるかをわかりやすく

②ドイツ民主共和国(東ドイツ)・・・個人の決心から体制変革へ

東ドイツでは、建国当初より西側に逃れる人が絶えず、徴兵制の導入は、1961年にベルリンの壁が構築されてはじめて可能となりました。その時、兵役を拒否した人のほとんどがエホバの証人でした。冷戦の最前線にあった東西ドイツはお互いに、自国の方がより優れた体制であることを示そうとしていました。兵役拒否者を弾圧することで国際的なイメージが低下することを危惧した東ドイツは、武器を持たない建設部隊を、国家人民軍の中に作りました。しかし、建設部隊兵士は、軍事訓練に参加しなければならず、空港など軍に関する施設の整備などに従事しました。しかも日常的に上官から嫌がらせされるなど理不尽な扱いを受けました。

このような経験から、彼らは社会変革のための運動を始めます。建設部隊が非暴力の考え方を持つ人たちが出会う場所にもなり、任務が終了した後には各自の

説明する動画もあります。ロシアのウクライナ侵攻以降、息子たちを心配する人たちからの相談が増えているそうです。

もう1つは、コネクション(Connection)という団体で、兵役拒否する人は、どこの国であれ、どんな理由であれ支援する活動をしています。特にヨーロッパでは、他の兵役拒否の支援団体と密接に協力して対応しています。いろんな専門家の人たちと協力し合い、国際機関に対するロビー活動の専門の人もいます。

### 3、韓国・・・社会の軍事化を批判する兵役拒否運動

韓国は、自分たちが強い国家を持つてなかつたから、植民地支配もされ、朝鮮戦争も大国の論理で始められたのだとする考えがあります。そうしたことから、強い軍隊が必要であると考える人も多いです。しかし、朝鮮戦争当時の徴兵忌避率は高く、13%以上でした。それが変わるのが朴正熙大統領の軍事政権以降で、

朴は「兵役を忌避した本人とその親がこの社会で頭をあげて生きられない社会気分を醸成するようにせよ」と国防長官に指示します。取り締まりも厳しくなり、徴兵忌避率は1975年には0・03%にまで下がり、忌避はあり得ない状態になりました。

そのような中でも、エホバの証人の信者たちは、兵役拒否を続け、毎年700人ほどが投獄されました。最も過酷だった時代には、彼らは強制的に入営させられ、暴行され、殺されることもありましたが、それでも社会問題になりませんでした。韓国社会は彼らを異端とみなしていたからです。キリスト教会も人権活動家も自分たちの問題と思っていまませんでした。

変化が見えてくるのは、1980年代後半以降です。民主化運動のデモに対して、徴兵された人が動員されます。そこで、「自分は国を守るはずなのに市民に対峙している」と疑問を感じる人たちが出てきます。2003年のイラク戦争の

時には、記者会見を開いて「イラク戦争は絶対にだめです」と宣言した人もいました。彼の行為を市民は支持しますが、兵役拒否ではなく「良心宣言」と呼ばれています。それほどまでに兵役拒否は人びとにとって「ありえないもの」となっていました。

韓国の中では、兵役拒否者の人権が保障されることが期待できないことから、エホバの証人の信者たちは国連に対して申し立てをするようになりました。これを受けて、国連の人権理事会から、韓国政府に対して兵役拒否権を承認するようにとの勧告がなされました。

韓国で兵役拒否の運動が始まったのは2000年代はじめからです。その時重要だったのが、1980年代後半からの民主化運動をフェミニズムの観点から批判的に捉える「運動活動家の家父長制と権威主義の根絶のための女性活動家協会」が1999年に設立されていたことです。この協会があったことが、韓国の兵役拒否運動にとって決定的だったと指

摘されています。この協会の活動家だったチェ・ジョンミンさんが、国際的なNGOが集まる機会に、クエーカー系の団体であるアメリカフレズズ奉仕団の人から、台湾では代替役務制度が導入されたことを知らされて、兵役拒否の活動に取り組みようになりました。

そして、2001年2月、初めて時事週刊誌「ハンギョレ21」にこれまでは「見えない存在」であった兵役拒否者の声が紹介されました。この記事を読んだ人権活動家だった仏教徒のオ・テヤンさんが兵役拒否宣言をしたことは人びとに大きな衝撃をもって受け止められました。兵役拒否はもはや異端の人たちの問題だけではない、人権問題として議論されるようになりました。

2003年には、兵役拒否者と支援者たちのネットワーク「戦争なき世界World Without War」が結成されました。国連や国際的な規約・勧告を積極的に利用した活動が、兵役拒否者の無罪判決を引き出すのに影響したと考えられています。

社会的には、まだまだ兵役拒否者への

眼差しが冷たいことには変わりありませんでしたが、2004年以降、裁判所が兵役拒否者に無罪判決を出すようになります。無罪判決が続いたことで、2018年に憲法裁判所が「代替役務」がないことは憲法に合致しないという、画期的な判決を下すに至りました。この判決を受けて、翌年には代替役務制度が制定されました。

韓国の兵役拒否運動は、軍事力による国家安全保障を支えるジェンダー規範に注目していることが大きな特徴です。兵役は男性であれば誰もが入隊すべきだとされますが、適格でないとされた人や女性、外国人などは排除されます。つまり、徴兵制は人びとを序列化します。そして自己犠牲もいとわず戦う勇ましい「守る主体」としての男性像が形成され、女性は「守られる客体」として位置付けられます。このあるべき男性像を逸脱する存在が兵役拒否者であり、兵役拒否をジェ

ンダー規範を揺るがす行為として、韓国の兵役拒否運動は位置付けられています。

#### 4、兵役拒否運動の理念

次に、ドイツと韓国の兵役拒否運動が提起する理念を3点あげます。

まず、二分法による峻別をしないということです。兵役拒否をする人としらないの線引きはできません。兵役を拒否するためには、自らの思想信条を言語化できる知識や能力や経済力、支援者の存在が必要です。軍隊には兵役拒否を断念した人も入隊しています。

そして「弱さ」を大切にします。自身も兵役拒否者で「戦争なき世界」で活動するイ・ヨンソクさんは、たくさんの相談を受けてきた中で、兵役拒否を断念しなかった人に共通するのは、支持してくれる人びとがいたことだと言います。ドイツ、韓国の運動では、自己犠牲を英雄視する国家の論理そのものに疑問を呈す

ような、忌避や脱走の重要性にも注目するようになっていきます。そして市民参加です。市民の政治参加が厳しく制限されていた東ドイツでは、兵役拒否者らが社会問題に取り組む活動を各地で続けたことが体制変革の運動の素地を準備しました。韓国では、兵役拒否は誰もが主張できる権利として定着すべきであるとする研究者もいます。実際に女性による兵役拒否宣言なども行われており、兵役拒否を一部の人の問題ではなくて、社会全体、社会システム全体の問題として捉えるようになっていきます。

#### おわりに

最後に、今日、みなさんにお伝えしたのは、「小さな声を見捨てない」ようにしてほしいということです。今、私が滞在しているケルンから、電車で30分ぐらいたるところに、ヴッパータール（ルール地方）という場所があります。その中のバルメン地区にあるゲマルケ教会で、

1934年に「バルメン宣言」が出されました。ヒトラーが政権についた翌年です。メインストリームの教会は全て、ヒトラーに靡くわけですが、そういう状況にあつて、私たちは聖書に忠実に生きていくんだということを、エキュメニカルに、いくつかの教会が共同でこの宣言を出しました。

私は、「バルメン宣言」に、東ドイツの兵役拒否について研究している時に出会っていました。宗教を否定する共産主義の国であっても、信仰を持って生きることができるよう、福音教会はそのための空間を守ることを指針としていました。だからこそ、彼らは市民活動家にも場所を提供したし、兵役拒否者を見放さなかったのです。

ゲマルケ教会の近くにある碑が、とても印象的でした。ナチス・ドイツの敬礼をして、多くの人が同じ方に向いています。しかし、後ろを見ると、違う方向を向いている人がいることがわかります。彼らは、信仰に忠実に生きようとして

て、その空間を守っている。その姿がとても印象的でしたので、最後に紹介しました。

私が大切にしたいと思っていること = 「小さな声を見捨てない」



ゲマルケ教会前にある碑  
撮影：市川ひろみ（2025年6月3日）

## 第六章 教団の国際伝道 その概要

『増補改訂 本願寺史』第4巻刊行にあたって（第7回）

### ◎第六章の構成

本願寺出版社より刊行した『増補改訂 本願寺史』第4巻第六章では、戦後、本願寺の国際伝道がどのようにおこなわれたのかについてを地域別に叙述しています。その内容は次のような構成からなっています。

- 一 国際センター
- 二 北米・ハワイ
- 三 中南米
- 四 アジア
- 五 オーストラリア・ヨーロッパ

### ◎国際センターの開設

本願寺派は、敗戦によってアジア各地の布教拠点を一挙に喪失しました。日本の軍事侵攻に連動して教勢を拡大させてきたため、戦後しばらくは積極的な海外布教に着手することができませんでした。

国際センターの前身は、1942（昭和17）年に広瀬精一が設立した財団法人至心会（寮）です。広瀬は戦前より真宗国際伝道への強い熱意を懷いて活動し、1953（昭和28）年に至心会（寮）は宗教法人至心寺となりました。

1959（昭和34）年、至心寺の土地と建物が本願寺へ寄贈され、翌年には宗教法人本願寺至心教堂が発足しました。1971（昭和46）年、建物の老朽化のため教堂の土地建物が売却され、その資金によってより充実した国際伝道施設を設けることになりました。

1973（昭和48）年1月、本願寺国際センター設置規程が制定され、海外開教の進展をはかるため、本願寺国際センターを設置することが決定されました。その所掌事項は、①海外交流のための諸会合に対する便宜供与に関すること、②開教使の養成および再教育の実施に関すること、③聖典の翻訳・出版その他海外諸地域への文書刊行に関すること、④外国語会話教室の開設その他一般大衆への海外開教事情の啓発に関することなどでした。そして、11月に浄土真宗本願寺派国際センター（後に国際センターと名称変更）が本願寺門前の学林町に竣工し、国際伝道活動が推し進められていきました。